

1280

735
4
358

皇典講究所改正要領

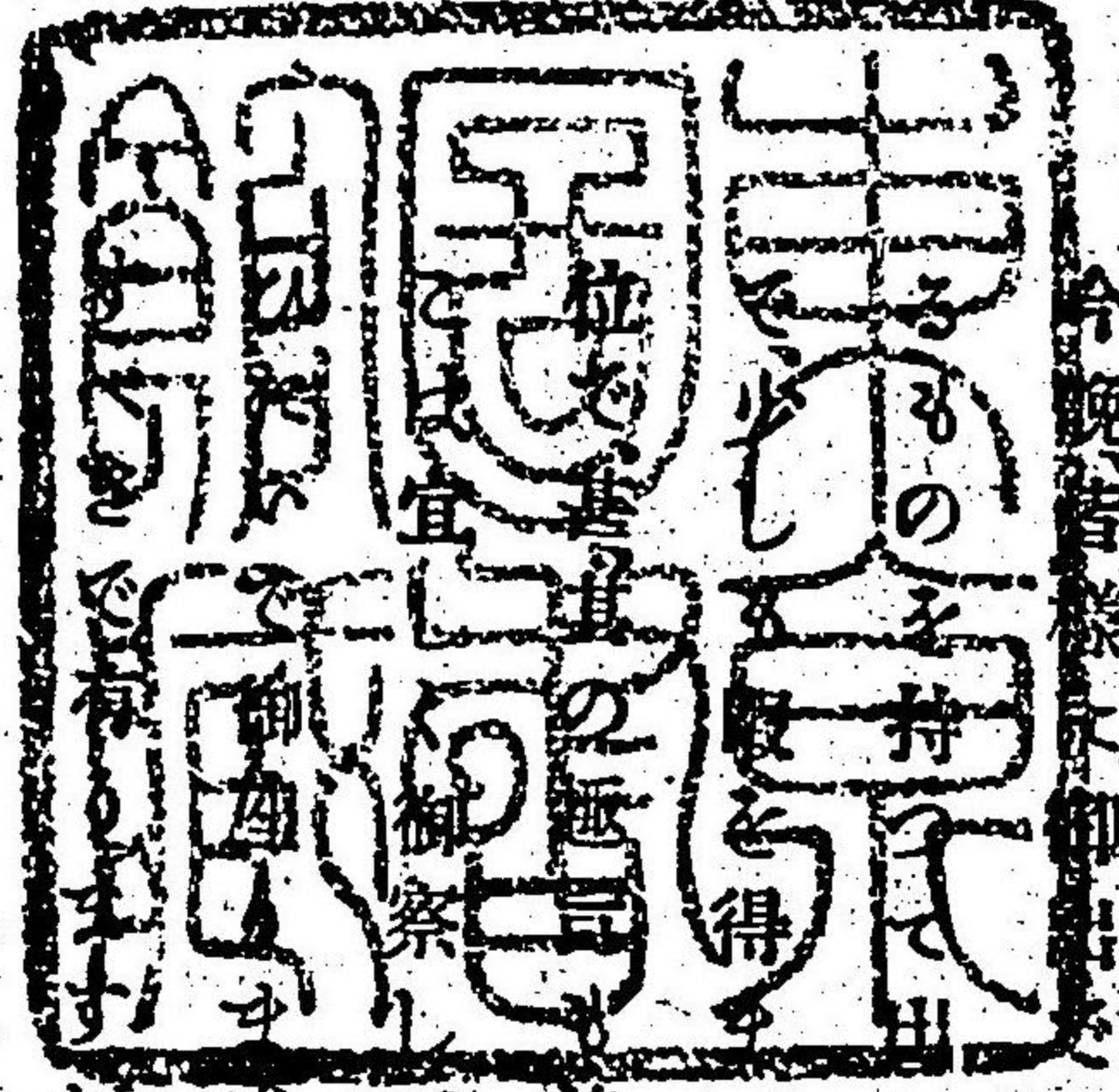
目次

- 山田伯演説
- 皇典講究所改正の趣意
- 規則
- 學科
- 講師
- 講演發行手續
- 皇典講究所講演目錄

17882/22

皇典講究所改正要領

○山田伯演説



今晩、皆、藤下御出立を願ひまして、御相談申すに付いては、其の材料とあやうと思ひました。が、御承知の通り餘波を多忙な男せぬので、只今出がけに一つ書きとして参りました。前後錯雑すること、御座りました。と考へます。そ下されまして、趣旨の大要を御探り下さるやうに願す。これは素より只尋常國樂の間に於いて、御相談とが、御多人數で有りますから、此の席に立ちまして申し上げます。

此の講究所は御承知の通り、去る明治十五年設置以來、段々變遷して、今日にはたゞ一の國學教授所とあつて居る体裁で有りますが、併其の最初

山田伯演説



の規模たる、決して左様な譯で無く、どこまでもこれを以て國家必要の皇典を講明し、尙、後世必要の業としまし、ようと云ふ考より始まつたもので御座ります。然るに時勢の變遷や彼れ是れで、何分其の規模を急よ擴張して參ることが出来ませぬで、今日まで遷延しましたが、最早今日になつては是れまで通りにして置くことも出来ませぬ、また今日まで多數の賛成者も有ませぬで、希望を充たすことも出来ませぬで有りませぬが、今日よりは充分に力と盡して、今後の必要なる運動を爲さなくてはなるまいと考へます。

其れは如何とされば、御承知の通り、最早立憲の御政体も、追々御準備が整ひ、上、皇室の典範より、憲法の御制定、諸法律の制定、また町村自治と申す如くに、漸々上より下に至るまで總べて其の基を爲されるに付いては、我々に於いてもこれに當るだけの備を爲さなくてはありませぬ。

これを爲すには、餘ほと考慮と盡して、上、皇室の尊嚴なる所以、下我々人民の祖先以來今日まで幸福安全を保つて參りましたところ、及、此の後、子々孫々不朽に此の幸福と繼續せねばならぬことに付いては、此の國家の組織は如何と云ふことを知らなくてはありませぬ。また、動もすると此の國家を一人一己の思想にて出来る如くに考へる者も、世の中には多いことで有りまして、今日歐米各國に於きましても、學者社會の一難問とあつて居るやうなことも有ります。たゞ理論上から推して參りますと、遂には何れの所に歸着するか分りませぬが、獨り理論にのみ據るべからざるものが有つて、其れは所謂國家は理論の爲に左右されまいと云ふ證據を擧げなくてはありませぬ。

此の證據を擧げるには、本を立てねばならぬ。其の本を原ぬると、國があり、人があり、君主あり、父母あり、子々孫々ありて、今日に至つたものなれ

ば、五十年や八十年生きる人間の力や、脳力では、決して左右されるもので無いと云ふことが明かであらうと考へます。其れでこれを講究するには、是非其の國の人種慣習風俗言語の如き、國体とあるべき要用なる部分に付いて、講究をせなくてはなりません。これは皆、國々に於て、歴史に稽へ今日に徴して、研究せざるべからざる譯で有ります。此の道と云ふものが片時も缺くべからざるものであつて、最早其の基を開かねばならぬこと、考へます。併ながら、日本の國學者とも云はるゝ人に於いても、たゞ舊事のみを知りまして、今日現に、これを作用することを知らぬものもあると云ふやうに聞きますが、もしさうであるならば、其れではなませぬ。舊事を考へるから、目今に徴して如何と云ふことを考へなければならぬことで、若昔のことばかり講じて、今日のことを知らぬでは用となしませぬ。今

日日新進化の有様と申すは、決して一國二國の力で止められるもので有りませぬ。必、日新進化する理が有ります。ゆゑ、これによつて進むべき道を講せぬと、進まはせぬで退くもので有ります。それ故に、進む所の道を講じなければなりません。

併ながら、此の世の中は一強一弛は數の免れざるところで、餘ほを勉強しても退くときは退き、衰へるときは衰へるもので有ります。自退き自衰へることを知ることが肝要で有ります。これを知つて造次頓沛にも萬事萬般に就いて他の各國の有様と比照して、我、退歩しないやうに萬事を注意して參らなければなりません。

又其の中に區別が有ります。日新進化と雖も、物によつて區別をしなければならぬ。例へば農工業をいふは、進ましても、便益の點にはいくらありとも進まなければならぬが、こゝに變化すべからざる者は

國体で、即ち人種慣習風俗言語の如きは其れ等と共に進むべきものでは有らませぬ。併人世進化は免るべからざるもので有らますゆゑ、少も進化せぬとは申されませぬ。これは人の力で進むものと思つてはなりませぬ。自然進化であります。

それで、是れ等のことを講究しやうと考へますれば、是非國の内外、世の古今、人種の異同を問はず、いづれの國のことでも、いづれの人のことでも、餘さず漏さず、力の及ぶだけ講究しなければありませぬ。これには我國の必要あるところの國体を本として、之によつて取捨折衷をして參らねばなりません。

其れで、我古を温ね、其れよりして上、皇室の御祖宗様から、下我々の祖先我々の一身までを講究し來つて、我が盡すべき本を知り、これによつて總て國家の組織如何を知ることになれば、百事皆、人種慣習風俗言語

に基かざることをかしといふことが知らるゝのであります。此の如きものに、
そこで、これが基とありますによつて、帝室典範又は憲法の如きものが、
これによつて、我々萬事の本となりまして、其の他の法律規則及行政百
般のことに至るまで、皆、其の本たる帝室典範憲法の如きものに、起因す
るやうなる譯であります。其れからして、一身一家の家庭のことに至る
まで、これを本として、一身を修め、一家を治めることに至らなければあ
りませぬ。くまかへして申せば、一身一家より國家萬機の事にも及ぶ譯
であります。

斯の如き些少のことゝ雖も、本によつて出て參らなければならぬこと
と存じます。
すべてのことを其の本を尋ねて致しなすにありませぬれば、一つの法
律を施行し、一つの政事を施行し、一つの事業を爲し、一家の事を致しま

すにしても、皆、其の淵源に本づいて當世の務めとする譯になつて参ります。随つて國民愛國の心も亦れによつて起つて参ります。畢竟愛國の心は決して人の眞似をして餘所の國が斯うするから自分の國も斯うすると云ふことで無く、自分の生え出た土地、自分と産んだところの親と云ふものと原ねて始めて我が身の居り所が分つて、決して人には譲られぬと云ふことが起つて参りまして、其れからして眞の愛國心が起つて参るもので有ります。決して本づく所が無くして起つた愛國心は、其の力はないものであつて、容易も起る代りに容易に變化しますから、斯の如き愛國心は頼むに足らぬ、また我が國に於て大和魂と云ふものではありませぬ。

斯く申せば、私はじめ實に何事を致しますにも、第一に皇典を調べ、其の後世々の史乘と講究して、而して後、今日のことをして來たかと申せば一向左様では無く、誠にたい目前の急務を捌くのを主として、其の本を講究することが出來ませなかつたのは遺憾千萬で、今日皆様に向つて申し上げます、甚汗顔で有りますが、如何せん私一身に於きまして、青年以來今日まで多事の世の中に生れ、志の寸分も遂げる譯に行きませなかつたで、只今申すが如き順序の有るを知つて、斯の如き成り行きも亦りましたが、併氣付いた以上は、一日も速かに世の中に公にし、且速かに着手することが必要と存じますれば、敢て自ら恥づる所を厭ふには足りませぬと思ひます。私成長します頃、まだ今日はと無く、今日よりは國典を講べる人はありましたが、今日にあると日々に國典の講究は薄くあり、歴代のこととも本源に溯つて探究することが薄くなり、斯の如き傾向で参りますと、一身一家のことから、政事など、法律など、何事も我が國の本は忘れて

此のことは英國、此のことは佛國、此のことは獨逸でかやうであると云ふやうに餘所の國の法度文物を飾り、其れを以て我が國の政事法律及び一家の事を議するところの具となるやうになつて参りましては、決して我が國の風土人情に適するところの政事も出来ず、法律も出来ず、また一家を治めることも出来るものでは有りますまいと考へます。併しながら、御一新のかた今日までは最早過ぎ去つたことでも有りませし、時勢の止むを得ざること、王政復古の時勢の止むを得ざるに出で、また其の時の人たる俊才博學の人も出てまゐりましたが、如何せん歐羅巴の學問などは今日の如く研究も届いて居りませぬ也、これが世界へ押し出して、世界の議論と、日本固有の議論とを突き合はせてせうだと云ふことまでは、充分届いて居りませぬことでも有りませぬ。これは私の臆測であります。萬一研究の届いた人があつたかは知りませぬ。

せぬが、先づ無かつたらうと思ひます。たゞ世の宜しきに從つて斯の如き傾向となつて参り、從つて歐羅巴各國の國々の慣習風俗の違つたところもあるをえらばせして、互に持ち込んで参つて、一の法律は佛蘭西か探り、一の法律は獨逸か探り、また一の法律は亞米利加英吉利から探ると云ふ有様をなしたるは、如何にも遺憾なれども、これは今日から答めて致し方も無く、却つて今後の爲めには幸福で有りませしやうが、此の後に向つては、最早斯の如きとを爲すべきことでは有りませぬ。立憲の政と布かれることとなり、帝室典範憲法より人民一身一家を保護する民法などが出来ました上は、國の組織が大概備はる譯で有りませぬ。此の上、従前の通り考へて居てはならぬもので御座ります。若し此の時に當つて之が備を爲しませぬ節は、國の盛衰強弱は時に隨つて變化するものでありますれば、他の國の盛衰強弱に從ひて或る

ときは支那が強いから直に支那の真似をして、何も彼も舉げて制度文物と採り支那の真似をする、或るときは朝鮮が盛んだから朝鮮の真似をし、或るときは歐羅巴の真似とすると云ふは、畢竟我が國の本がたしかであらうからして、變化する譯でありますにより、以前のこととは兎もあれ此の後は動いてはありますまい。之を動かすことが出来ぬやうになつて居れば愛國心も熾んにあり、また萬國に對して國威を示す事も出来ましようから、これが今後に向つての最も必要な點であります。それで、此の講究所の從來の有様は、たゞ皇典修學生を教授して行きまする位でありましたが、こゝで之を擴張しますには、只今申し上げました趣意によつて、第一に我が國の古典を本とし、其れより歴代の史乘に就き、其の信據すべきものは之を擇び、また不明あるものは之を研究して、而して之を現今の事物と引き當て、互に講究して行つたらせう。

あらうかと考へます。昔のことから今のことまで講究するに付ては、尙ほ歐米各國のこととも參照して講究したら、なほ然るべしと思ひます。之に付ては皆様の御考へがござりますようから、是れ等は御互に研究して古のことから、今日のことに至るまで講究することとまじ、また外國のことをも參照することにして、其の方便は如何様とも、適宜な便法を御相談致したいものと考へます。それで、こゝにちよつと加へて申し上げたいと思ひますは、皇學者の中にも色々説が分れまして、たゞ一種の自説を維持するだけであつて、他に如何様な説があらうとも願ふを、自ら安んじて足れりとして居るやうなことがあると云ふことで有りますが、これは今後は甚だ注意すべきことで有りますようと思ひます。どうか箇様な論説の合はぬことが有りますなら、講究所に持ち出して、互に講究して力の及ぶかぎりは一

して参りたいと考へます
簡様に致します以上は、内外人を撰ばせ、又今日世に言ひます所の、これは自由黨だとか改進黨だとか、これは何宗だとか彼宗だとか云ふことを言はせ、講究所に於ては左様なことは眼に見ぬとにして、何であらうが我が道とする國家の基たる所の要點を講じ、皇室の尊嚴なる所以また我が國民の今日まで經歷した所以を講究するに付て、此の事を賛成して参る者は總て一致協合して、此の事の益、明瞭精確なをんことを務めるやうに致したいと考へます
これが今晚私が皆様に向つて御相談を申す大要であります、眞に不備不完全な筋書で、自分に書きながら自分にも分るぬ所がある位でありますゆゑ、申したことも定めて御分りになどますまいが、先づ大意が簡様でありますから、これに御賛成有りまして、益、此のことの盛大に至

り、尙ほ此の上、賛成者の多くありますことと希望します、其の邊に向つて御銘々御盡力あらんことを願ひます
改正します趣意書は、松野より御覽に入れますであります、これが極簡単に書きましたもので、皆様に御覽に入れる積りで有りますか、後、後に御覽を下さい

○皇典講究所改正ノ趣意

凡一國經綸ノ道ハ必其國ノ習慣風俗ニ據リ深ク人心ノ嚮背ヲ察シ制度法令ヲ沿革治亂盛衰ノ由ル所ヲ釋ス時ニ隨ヒ裁度弛張シテ國歩ノ方針ヲ定メザルベカラザルハ宇内ノ通義ナリ就中我が國ノ如キハ世界ノ舊國ニシテ其習慣風俗ノ淵原甚遠ク人心ノ嚮背ハ唯一時ノ理論ニ依リ之ヲ左右シ難キハ歐米諸國ノ比ニ非ズ故ニ深ク我が國ノ習慣

風俗ヲ觀察スルハ施政上闕シベカラザル要務ナリトス抑本邦開國以來數千年ノ習慣風俗ヲ詳ニ觀察セントスレバ必ク國書ヲ研究セザルベカラザルハ言フヲ待タズ然ルニ今官私間ノ學校學會ノ設カラルト雖モ專意ヲ此ニ致シ之ガ備ナセルモノナシ幸ニ皇典講究所ハ嘗テ國書専門ノ學生ヲ養成スル爲ニ設ケタル所ニシテ其意漸近シ故ニ今其規模ヲ大ニシ其面目ヲ新ニシ此所ニ普ク國學専門家ヲ招集シ以テ本邦文學ノ淵藪トナシ國ノ習慣風俗ヨリ政治法律經濟言語ノ沿革變遷等各自其長ズル所ニ依リテ部門ヲ分テ日時ヲ定メ互ニ講究討論セシメ苟モ我が國文獻ノ今日ニ徵證スベキモノハ細大此所ニ於テ研究セシムベキモノトシ功課次ヲ逐ヒ之ヲ世間ニ頒テ學者ノ參考ニ供セバ其國家ヲ裨補センコト尠少ナラザルベシ

○規則

第一條

本所ハ本邦ノ典故文獻ヲ講究スル所トス

第二條

毎月一回講師ノ總會ヲ開キ學術ノ討議講論ヲナシ每週一回小會ヲ開キ當番講師ノ講演ヲナス

第三條

公私ノ學會等ヨリ質問アル時ハ之ヲ總會ノ討議ニ付シ其至急ヲ要スルモノハ臨時答案取調會ヲ開クコトアルベシ

第四條

一己人ヨリ差出シタル問題ハ所長ニ於テ必要ト認ナル者ニ限り之ガ答案ヲ取調フベシ

第五條

規則

講演及取調書等ハ各講師ノ通觀ヲ經テ過半数異議ナキモノヲ本所ノ定説トシ之ヲ印行シテ世間ニ頒ツベシ

第六條 何人ト雖モ講演ヲ傍聽スルコトヲ得ベシ

但場所ノ都合ニヨリ人員ヲ限ルコトアルベシ

第七條 生徒養成ノ法ハ別ニ之ヲ定ム

○學科

- 政治
- 建國
- 郡縣
- 理財
- 朝綱
- 兵事
- 氏族
- 職官
- 外交
- 封建
- 行政

法制

- 民法
- 刑法
- 制度
- 典禮
- 警保
- 文學
- 言語
- 文章
- 風俗
- 天產

工藝

- 美術
- 農業
- 地理

○講師

- 小中村清矩
- 飯田武郷
- 川田剛
- 小杉楳邨
- 村岡良彌
- 松岡明義
- 久米幹文
- 吉岡徳明
- 井上頼國
- 物集高見
- 木村正辭
- 黒川真頼
- 大澤清臣
- 落合直澄
- 坂正臣
- 内藤耻叟
- 小宮山綏介
- 本居豊穎
- 織田完之
- 齋藤恒太郎

講師姓名

- 久保 惠憐 宮崎道三郎 畠山 健 關根 正直
- 萩野 由之 丸山 正彦 有賀 長雄 小中村義象
- 落合 直文 佐藤 定介 高山 昇 佐藤 寛
- 菅喜田和三郎 三上 參次 上田 萬年

○講演發行手續

- 一講演ハ規則ニ依リ學科ニ應ジ講師ノ講演シタル者及取調ヘタル者ヲ掲載シ又事宜ニ依リ講師員外人ノ演説等ヲ掲載ス
- 一講演ハ毎月一日十五日ノ二回ニ發行ス
- 一講演ハ壹冊代價金十錢ニシテ遞送料ヲ要セス
- 但爲替ハ東京麹町郵便支局宛タルベシ
- 一講演代價ハ爲替取組上不便等不得止ノ土地ニ限リ郵券代用不苦
- 但一割増ニシテ壹錢切手ニ限ル

- 一講演ヲ購求セントスル向ハ前金ヲ以テ其旨ヲ申込ムベシ
- 一講演前金既ニ盡キタル時ハ發送ヲ止ム
- 一講演ハ數部購求ノ向ト雖モ割引ヲナサス
- 一毎月金五十錢以上ノ事業賛成費ヲ出ス向ハ其氏名ヲ講演ニ掲グ
- 一賛成者ニハ無代價ニテ講演ヲ贈付ス
- 一賛成者ハ國典上ニ付疑義ヲ質シ取調ヲ請フコトヲ得

○皇典講究所講演目錄(既ニ發兌セルモノ)

- 山田伯演說
- 井上毅君演說
- 皇典講究所改正趣意書規則學科
- 刑法……………木村 正辭
- 日本上世の政体……………有賀 長雄

第 二 第

●位階の説……………小中村清矩

●古言……………井上 毅

第 一 第

●日本學……………物集 高見

●職官の起原……………飯田 武郷

第 三 第

●徳川氏施政の大意……………内藤 耻叟

●國史動植考の大意……………井上 頼國

第 四 第

●系統に關する風俗……………本居 豊穎

●寶物取調に就きて所見を述べ……………川 田 剛

●普通語に就きて……………落合 直澄

第 五 第

●江戸米商の沿革……………小宮山 綏介

●故森文部大臣の教育主義……………井 上 毅

●美術と歴史との關係……………小杉 楳 邨

第 五 第

●日本文學史緒論……………三 上 參次

●徳川氏施政の大意……………(承前)……………内藤 耻叟

●憲法に就ての話……………木村 正 辭

●憲法史論……………丸山 正 彦

第 六 第

●御即位の大禮……………小中村 義 象

●語學の系統……………落合 直 澄

●質義答辭……………

●明治刑制因革略……………(附録)……………村岡 良 弼

第 七 第

●上古職官……………飯田 武 郷

●人名種別……………本居 豊 穎

●徳川氏貨幣の事……………内藤 耻 叟

●歌謠論……………佐藤 定 介

第八

● 警察の沿革…………… 小中村清矩

● 東大寺法隆寺の話…………… 黒川真頼

● 明治治罪因革略……………(附録)…………… 村岡良彌

● 憲法故事…………… 落合直澄

● 日本古律略説…………… 木村正辭

● 江戸米商會所の來歴…………… 小宮山綏介

● 明治治罪因革略……………(承前)…………… 村岡良彌

第九

第八

- 警察の沿革……………小中村清矩
- 東大寺法隆寺の話……………黒川真頼
- 明治治罪因革略……………(附録) 村岡良弼

第九

- 憲法故事……………落合直澄
- 日本古律略説……………木村正辭
- 江戸米商會所の來歴……………小宮山綏介
- 明治治罪因革略……………(承前) 村岡良弼

明治廿二年六月廿四日印刷
 同年同月同日出版

非賣品

東京麹町區飯田町五丁目八番地

皇典講究所

幹事

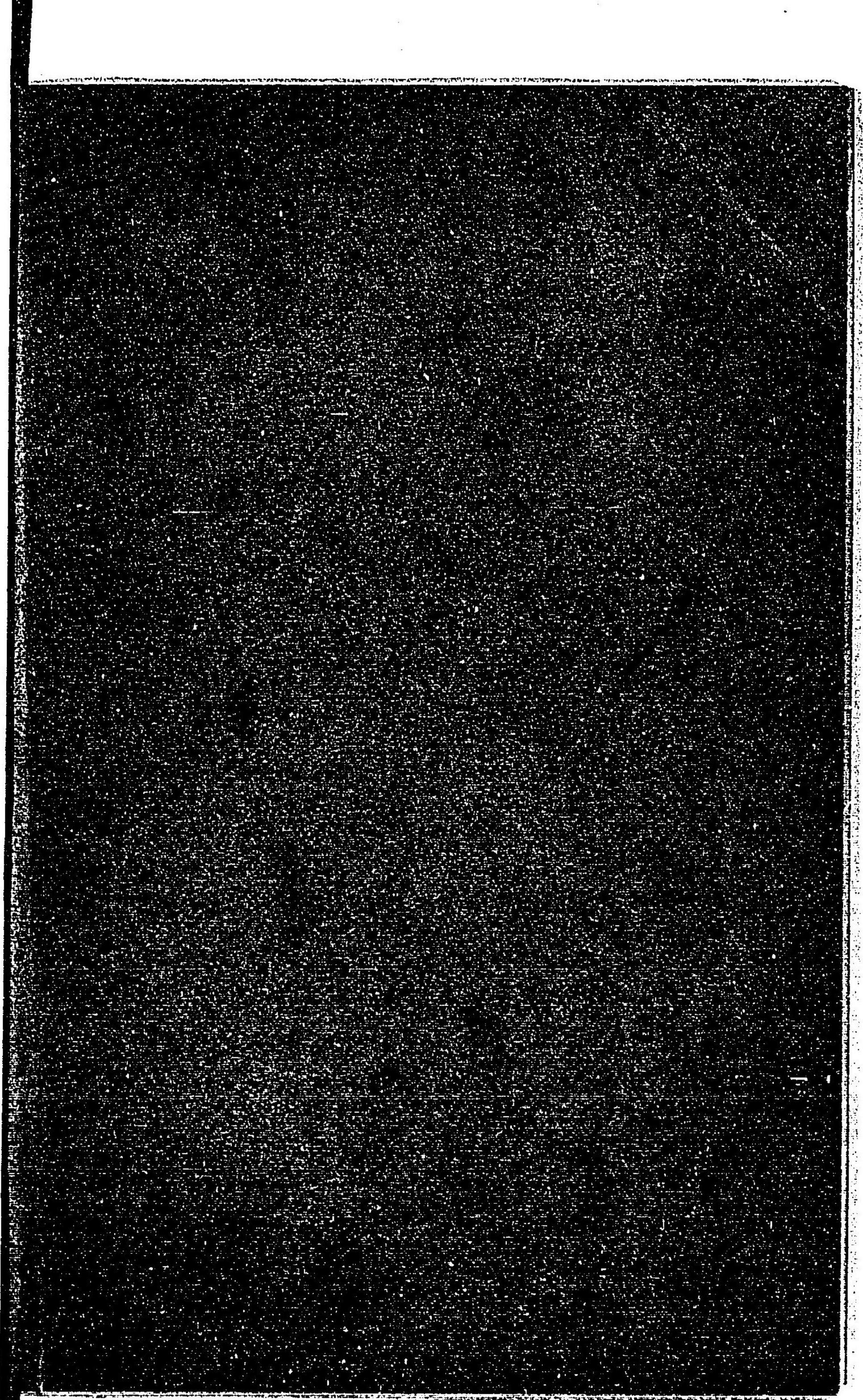
松野勇雄

編輯者

全 神田錦町一丁目二番地

印刷者

勝田郁之助



013991-000-4

特17-809

皇典講究所改正要領

松野 勇雄 / 編

M22

ABB-0243

